

高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱の改正の概要

1 趣旨

戦争犠牲者団体である公益法人高知県遺族会において平成30年度に組織の変更（「青年部」の新設）が行われ、青年部新設に伴う事業を補助対象とするため、別表の補助対象経費の記載を変更する。

また、平成30年3月1日付け29高財第268号財政課執行管理室長通知により補助要件に「県税の滞納が無いこと」を追加する。

2 概要

- ・補助の条件として、補助金の交付を申請するにあたって、県税の滞納が無いことを規定したこと。
- ・別表に記載する高知県遺族会の補助対象事業3に、青年部を追加したこと。
- ・第1号様式（第4条関係）の添付書類に納税証明書を追加したこと。

3 施行期日

平成31年4月1日